

政令第二百二十四号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「二十一万二千元」を「二十一万五千元」に改める。

- 一 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条
- 二 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。